

2026年7月23日

各位

会社名 日本金銭機械株式会社
代表者 代表取締役社長 上東 洋次郎
(コード番号: 6418 東証プライム)
問い合わせ先 専務取締役 高垣 豪
電 話 (06) 6643-8400 (代表)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2026年8月21日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 43,500株
(3) 処分価額	1株につき 1,081円
(4) 処分総額	47,023,500円
(5) 対象者及びその人数 並びに割り当てる株数	当社の取締役（海外を居住地とする取締役、監査等委員である取締役及び社外取締役を除く） 5名 32,000株 当社の取締役を兼務しない執行役員（海外を居住地とする者を除く） 6名 6,000株 当社の部長 11名 5,500株

2. 処分の目的及び理由

当社は、2019年5月14日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除く。）を対象に、株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブを与えるとともに、株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みとして、譲渡制限付株式報酬制度（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしました。また、2024年6月25日開催の第71期定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行に伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）に対して、改めて譲渡制限付株式を割り当てることにつき、ご承認をいただいております。

当社は、対象取締役に加えて、当社の取締役を兼務しない執行役員（以下、「対象執行役員」といいます。）及び当社の部長（以下、「対象部長」といいます。）においても、上記同様の目的を共有するため、本制度を適用しております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役、対象執行役員及び対象部長（以下、併せて「対象取締役等」といいます。）は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

また、本制度により当社が対象取締役等に対して発行又は処分する当社の普通株式の総数は、年50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を必要に応じて合理的な範囲で調整します。）とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所市場における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役等に特に有利な金額としない範囲で取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役等は、譲渡制限付株式の割当てを受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間、譲渡制限付株式の割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には、当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

今回は、当社の株価上昇及び企業価値の向上への貢献意欲を従来以上に高めるためのインセンティブを与えることを目的として、金銭報酬債権合計47,023,500円（以下、「本金銭報酬債権」といいます。）、普通株式43,500株を割り当てることといたしました。また、本制度の導入目的である株主の皆様と株価変動のメリットとリスクを共有する仕組みとするため、譲渡制限期間を30年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役5名、対象執行役員6名及び対象部長11名が当社に対する本金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下、「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役等との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下、「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3.のとおりです。

3. 本割当契約の概要

（1）譲渡制限期間 2026年8月21日から2056年8月20日まで

（2）譲渡制限の解除条件

対象取締役等が譲渡制限期間中、継続して当社又は当社子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

（3）譲渡制限期間中に、対象取締役等が任期満了又は定年その他正当な事由により退任した場合の取扱い

①譲渡制限の解除時期

対象取締役等が、上記（2）で定めるいずれの地位からも任期満了又は定年その他正当な事由（ただし、死亡による退任又は退職の場合を除く。）により退任又は退職した場合には、対象取締役等の退任又は退職の直後の時点をもって、譲渡制限を解除する。

死亡による退任又は退職の場合は、対象取締役等の死亡後、取締役会が別途決定した時点をもって、譲渡制限を解除する。

②譲渡制限の解除対象となる株式数

対象取締役等の退任又は退職の直後の時点（死亡の場合は死亡時点）において保有する本割当株式の数に、対象取締役等の譲渡制限期間に係る在職期間（月単位）を12で除した数（その数が1を超える場合は、1とする。）を乗じた数の株数（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）とする。

（４）当社による無償取得

当社は、譲渡制限期間満了時点又は上記（３）で定める譲渡制限解除時点において、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

（５）株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役等が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役等が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役等は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

（６）組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、当該時点において保有する本割当株式の数に、本処分期日を含む月から当該承認の日を含む月までの月数を12で除した結果得られる数（その数が1を超える場合は、1とする。）で乗じた数の株式（ただし、計算の結果、単元株未満の端数が生ずる場合は、これを切り捨てる。）について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除する。また、本譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

対象取締役等に対する本自己株式処分は、本制度に基づき譲渡制限付株式報酬として支給された金銭報酬債権を出資財産として行われるものです。処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年7月22日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社の普通株式の終値である1,081円としております。これは取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上